

山口市清掃工場における維持管理の状況(令和6年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定に基づき、山口市清掃工場において処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量を公表します。

1 処分した一般廃棄物の種類 可燃ごみ

2 ごみ処分量

(単位:トン)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
処分量 (焼却量)	1号炉	1,858.72	0.00	1,346.77	2,657.20	856.18	2,533.16	3,108.35	2,404.52	2,688.02	2,285.22	3,059.00	3,155.95	25,953.09
	2号炉	3,194.85	2,808.38	3,342.07	3,409.74	3,354.58	2,230.54	999.04	280.78	3,158.29	2,843.94	0.00	1,403.69	27,025.90
	計	5,053.57	2,808.38	4,688.84	6,066.94	4,210.76	4,763.70	4,107.39	2,685.30	5,846.31	5,129.16	3,059.00	4,559.64	52,978.99

(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）

第四条の五の二 法第八条の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 令第五条の二に規定する焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 次に掲げる事項

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

第五条の六の三 法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一 第四条の五の二第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項翌月の末日